

令和 3 年度ニホンザル管理事業実施計画における H 群の管理目標について

1. 現状

令和 2 年 8 月に実施したカウント調査では、H 群は 19 頭が確認されたが、令和 2 年 10 月のオトナオスの加害個体捕獲や 11 月の G P S 装着オトナメスの電車事故死等により群れが分散し、令和 3 年 1 月末時点で群れ本体の個体数は 11 頭となり、群れから離れたと思われる 2～4 頭の集団は、小田原城址公園周辺の市街地への出没が目撃されている。

実際の推定個体数は令和 2 年度の目標頭数 25 頭を大きく下回り、群れの維持が危ぶまれる規模にまで縮小しているが、住民は依然として被害及び出没が続く現状から、群れの全頭捕獲を強く要望している。

2. これまでの取組について

・ S 5 7～H 6 年度

県の補助事業により昭和 57 年から平成 6 年にかけて電気柵が 18 k m 設置された

→ 老朽化等により撤去されている。

・ H 4 年度

J A 西湘（地域農家）が片浦地区で銃器等による追い払いを開始

・ H 1 4 年度

小田原市追い払い隊による追い払いの開始（1 9 年度から毎日実施）

・ H 2 2 年度

県がモデル事業として、小田原市と湯河原町の 4 箇所に簡易防護柵「猿楽君」を設置

→ 柵馴れによる侵入が増え、十分な効果が得られなかった。

・ H 2 3～2 4 年度

県がモデル事業として小田原市江之浦の H 群の泊り場において追い上げを実施

→ 追い払い等により行動域を人為的に変えることはできたが、山間部等への縦方向の移動は認められなかった。

・ H 2 9 年度

県が G P S を活用した追い上げを試行

→ 北側の早川地区への移動は阻止されたが、目標地に移動させることはできず、群れの利用範囲に大きな変化はなかった。

・ R 1 年度

H 群における追い払い等の取組の検証及び今後の対応に係る検討会

→ （結果の総括）県は、群れの加害性を下げるための生息頭数の縮小と併せて被害防除対策により被害の根絶等を図っていくという意見、地元の市町や農協、農家等からは、H 群の全頭捕獲の実現を強く求めるという意見が示された。

・ R 2 年度

県が農業者等の協力を得て、小田原市石橋地区でネット及び電気防護柵の複合柵設置を試行するとともに、サル除け用防鳥ネットの展示ほを設置した。

約 40 年間にわたり、地元農業者や小田原市追い払い隊、地元住民等が追い払いや追い上げ、捕獲、防護柵の設置等を行い、被害対策をしてきたが、結果的に、農業被害や住民の被害感軽減など、解決には至っていない。

これには複数の要因が絡み合っているが、主な点は、

- ①これまで実施してきた追い払いが、真に有効な方法で実行できていなかった。
- ②予算の使途について、追い払いだけでなく、住民の方々の被害感軽減につながる他の手法に充当するなどの動きが十分でなかった。

以上の点については、行政間、また行政と地域との間での調整を十分に行い、予算、人員など限りある資源を有効に活用していくことが重要であったが、結果的には不十分であったことがH群の管理が成功しなかった要因である。

3. ニホンザル管理検討委員会からの提案と実施にあたっての課題

これまでの取組を踏まえ、令和2年12月末に行ったニホンザル管理検討委員会（訪問による意見聴取）において提示された今後の対策案は、以下のとおりであった。

①一部の加害個体が被害感を増長している

⇒ 加害個体の捕獲を行い、群れの加害性を下げる。

②有効な追い払いがなされていない

⇒ 銃器を用いた積極的な追い払いを実施する。

・実施にあたっての課題

(1) 加害個体の捕獲について

加害個体の認定要件としては、「人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合。」としており、生活被害は含まれていない。

一方、地域住民の認識としては、家の屋根に乗る、家の瓦を割る等の生活被害を出す個体、さらには家の周辺にいただけでも、襲われるかもしれないといった恐怖心をもたらす存在として、加害個体であると考えられている。

県が考える加害個体の認定要件※は、国のガイドラインに沿った基準であるが、地域住民との間に認識のズレが生じているため、加害個体の捕獲を行っても、生活被害をもたらす個体がいなくなる限り、地域の被害感が無くなる可能性はある。

【小田原市が片浦及び早川地区の住民に行った被害状況調査結果】（資料4-2）

小田原市では被害実態把握のため、令和2年12月に片浦及び早川地区の住民等を対象に被害状況調査を実施したところ、令和2年4月から9月の期間において3,838件の被害報告があった。

※加害認定されているものは表中の「人家侵入された」から下の7項目であり、令和2年度は早川、片浦地区ともに約14%に過ぎない。

※「第4次神奈川県ニホンザル管理計画におけるニホンザルの取り扱い（技術的事項）について」から抜粋。

ア 加害個体の定義について

人家侵入や人への威嚇行為(歯を出した威嚇、飛びかかり等)をとるなど、人身被害を発生又は発生させるおそれがある個体で、被害の程度や発生件数等も鑑み総合的に判断する。

イ 加害個体の特定

具体的な特徴を必須要件とはせず、出没地や出没時間、出没頭数、大体の体の大きさや色、分かれば個体の特徴(性年齢、傷や体の欠損等)等をもって特定することができるものとする

(2) 積極的な銃器を用いた追い払いの実施について

H群の行動域には、住宅等が多くあるため、銃器や煙火を使える場所が少なく、銃器での追い払い等に地域住民の理解を得ることが難しい。昨年11月には、JA神奈川西湘がサル追い払い用の煙火講習会を開催した。講習会には女性も参加し、地域での追い払いに取り組んでいるが、H群のサルはどれも加害性が強く、追い払い時に人身被害等を発生させかねない。

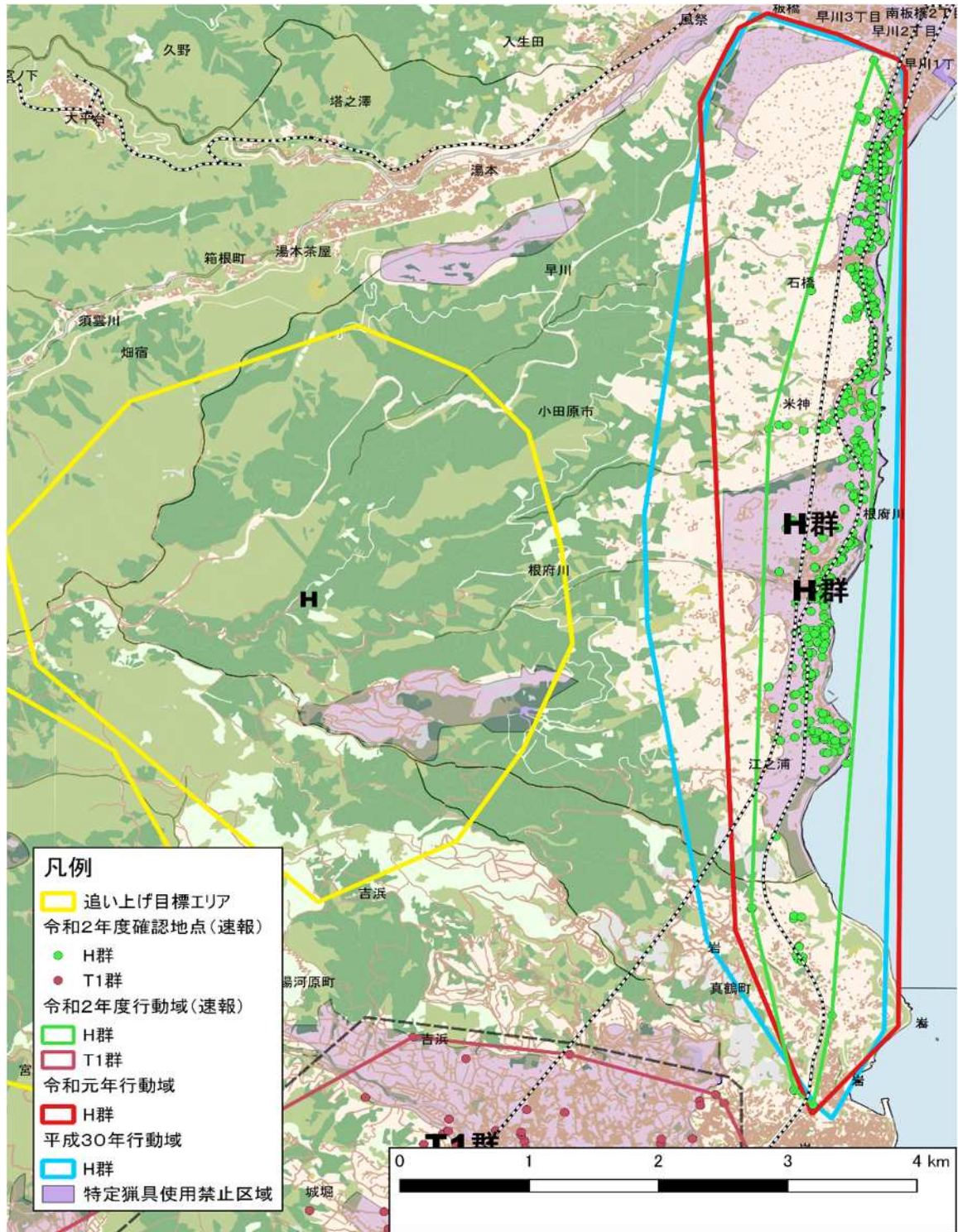
さらに追い上げに関しては、以下のような状況からその困難性が明らかとなった。

- ①群れの行動域が山谷連続の南北10km超の細長い地形に広がっていること
- ②追い上げ先に至るまでの間に東海道本線があり、線路上に逃げられてしまうと追い上げが困難であること
- ③防風林や急斜面が多く、サルの追跡への障害が多いこと

その結果、追い上げモデル事業やGPS活用の追い上げ試行の成果が乏しく、年を追ってH群の行動域が海岸線を中心とするエリアへと狭まっている。

以上のように、H群の管理に係る課題について、行政として認識しているものの、その対策のいずれもが明瞭な成果が上がらないまま行き詰まりを見せており、委員会において提示された対策案も、短期間のうちに解決へと導くことが難しい状況である。

【参考】H群の行動域



4. 今後の方針（案）

（1）H群管理の考え方

ア 群れの扱い

H群に関して、約40年間に渡り様々な被害対策を続けてきたが、予算や人員上の制約などの影響もあるとはいえ対策の行き詰まりにより被害の軽減等解決への道筋が見えない中、人的被害の恐れがある現状を鑑み、安全を最優先し、管理困難な群れと位置づけた上で、群れの除去とする。

イ 留意事項

H群を除去と位置付けた場合であっても、これにより直ちに被害が減るわけではなく、ゼロになるまでには相当の時間がかかることや、T1群の流入可能性も出てくるため、徹底的な防護対策、効果的な追い払いは必要不可欠である。

（ア）鳥獣被害対策事業費補助の事業内容の見直し

県は、関係市町に対し、市町村事業推進交付金の事業内容（用途）を見直し、農地を守るための防護柵等の強化を図るよう働きかけていく。

（イ）効果的な追い払いのための計画的な研修会の実施

県は、関係市町に対し、効果的な追い払いのため、かながわ鳥獣被害対策支援センター協力のもと追い払い員、地域農家及び住民等に対する技術支援を行い、計画的に追い払いを実施するよう働きかけていく。

（参考例）

- ・ J Aかながわ西湘によるサル追い払い煙火講習会の共同開催（地域住民が参加できるように）
- ・ 出没地域の学校関係者を対象とした講習会の開催
- ・ みかん沿道直売での盗難防止等の意識啓発と普及

（2）西湘地域個体群への対応

「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」において、西湘地域個体群は、遺伝子分析や生息状況から分布の分断が見られる孤立した個体群であり、遺伝的多様性を保つためには貴重な地域個体群と考えられ、「絶滅のおそれのある地域個体群」と位置付けられている。

よって、西湘地域個体群の維持のためにはT1群の管理を継続していく必要がある。

ア T1群の対応

T1群については、市街地出没が多く被害が深刻なものの、H群と比べて追い上げ先までの障害が少ないこと、GPS活用の追い上げ試行において一定の目標地への一時的な成果があったことから、（サルの生息環境として有望な天照山への）追い上げの可能性は残されている。

また、湯河原町において令和3年3月9日、県で加害個体を選択して2頭捕獲しており、実施の効果の経過観察をしているところである。

町及び県関係部署との調整では、現行の町の対策改善の意向があることから、県（かながわ鳥獣被害対策支援センター等）は、実施時期や有効な方法を分析しながら町に体制の見直しを図るよう働きかけると共に委員会に協力を仰ぎNPO、大学等の新たな対策の担い手の確保を検討する。

イ 隣接縣市との調整

静岡県東伊豆町によると、町内に生息する10頭程度の群れが季節により伊東市まで北上していることがわかっている。今後、鳥獣保護管理計画の改定に伴い、環境省でニホンザル個体群管理の考え方が議論される過程において、どのように位置付けられるのか、西湘地域個体群との関連について引き続き注視していく必要がある。

それらの新たな考え方を踏まえ第5次の管理計画作成に向けては、改めて西湘地域個体群の位置づけについて検討を重ねていく。

【参考】 T1群の行動域

